

このように変わります

現在

7月から

対象となるかた

常時おむつを必要とするかたで、次の要件をすべて満たすかた

- ・鳥羽市に住民票を持っているかた
- ・要介護度2以上のかた
- ・施設サービスを受けていないかた
- ・介護保険の給付制限を受けていないかた
- ・生活保護世帯でないかた

→

・本人が市民税非課税のかた
※病院に入院されている、または、グループホームに入居されているかたも対象となります

助成方法

半期ごとの請求により、助成金額を決定し、口座へ振り込み

→

年4回、「介護用品支給事業利用券」を配布し、最寄りの販売協力店(下表)で介護用品と交換

※対象要件から外れた場合は、利用券の発行を停止します

配布方法

4月、7月、10月、1月の年4回、次の支給月までの3か月分を郵送などで配布します。

利用券で交換できる介護用品

- ・紙おむつ(フラットタイプ、パンツタイプ、リハビリタイプ)
- ・尿とりパッド

支給額について

要介護度2・3のかた 月額3,000円
要介護度4・5のかた 月額6,000円

※現金との引き換えはできません。また、つり銭も出ませんのでご注意ください。

※支給の限度額を超える分の利用については、各自で負担していただきます。

健康福祉課介護保険係 ☎1186

7月から

介護用品購入助成事業が変わります

おむつの支給

介護用品購入助成事業の改正に伴い、支給対象者が拡大され、支給方法も変わります。今回は、この制度の主な改正内容や注意点などについてお知らせします。

ご利用には申請が必要です

新たに、この制度を利用し、支給を希望されるかたは、「介護用品支給申請書」の提出が必要です。

申請書は、健康福祉課介護保険係(市民文化会館1階)、保健福祉センターひだまり、各連絡所にありますので、手続きをしてください。

※現在、「介護用品購入助成事業」を利用されているかたは、申請書を提出する必要はありません。

初回の配布は、6月29日(月)を予定しています

利用券は、申請日の翌月から支給しますので、申請忘れのないよう早めに手続きを済ませてください。



販売協力店は、このマークが目印です

販売協力店一覧表

店舗名	住所	連絡先
有明の里有限会社	相差町1878-1	☎336669
安心クリエイト	大明東町14-5	☎265269
とばドラッグ	安楽島町1434-1	☎258877
村田薬品	(本店)鳥羽二丁目6-62	☎252204
	(ハロー店)鳥羽ジャスコ1階	☎264312
林薬局	鳥羽三丁目6-6	☎252332

販売協力店を募集しています

市では、介護用品支給助成事業の販売協力店にないただける事業者を募集しています。

●申込方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、健康福祉課介護保険係へ提出してください。申請書は、市ホームページ(アドレスは最終ページに掲載)からもダウンロードできます。くわしくは、健康福祉課介護保険係へ問い合わせてください。